

投資章／国境を越えるサービスの貿易章／金融サービス章 各国の留保の主な改善項目

※内国民待遇(NT)、最恵国待遇(MFN)、市場アクセス(MA)、拠点設置要求禁止(LP)、特定措置の履行要求禁止(PR)、経営幹部及び取締役会に対する制限禁止の義務(SMBD)					
対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム					
ベトナム	全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT、MFN、MA、LP、PR、SMBD
ベトナム	流通	経済需要テスト(ENT)	●ベトナムに進出する外資系流通業は、2店舗目以降の小売店の設立について、経済需要テスト(ENT)による個別の出店審査の規制に服する。	●TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、越全土において、1店舗目のみならず、2店舗目以降についても、ENTを免除する(ENTの廃止)。 ●なお、5年の同猶予期間内であっても、指定商業地区(ホーチミンのような都市圏)として計画された地域においては、500平米未満の小売店舗の出店の場合、2店舗目以降についても、ENTは適用されないことを明文化(協定発効後即時)。	NT
ベトナム	広告業	ジョイントベンチャー要求等の外資規制	●外国人投資家は、ジョイントベンチャー設立、同分野の越企業との商業契約などを通じない限り、広告サービスを提供できない。	●左規制を撤廃。	
ベトナム	試験・証明サービス	外資規制	●輸送車両に関する試験・証明サービスは外資には開放しない。	●左規制を撤廃。	
ベトナム	電気通信	外国人に対する規制	●外国人サービス提供者による固定・携帯の地上波サービスの提供は、国際電気通信サービスの免許を有し、越企業との商業契約を通じる場合にのみ可能。	●左規制を撤廃。	NT

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム	劇場、ライブハウス、サーカス等の娯楽サービス	ジョイントベンチャー要求及び外資出資制限	●劇場、ライブハウス、サーカス等の娯楽サービス提供における外国人投資家による投資は、外資49%以下のジョイントベンチャーの形態のみ可能。	●当該外資出資比率の制限が、協定発効後3年の猶予期間を経て、51%までに緩和。	NT
ベトナム	音響映像サービス(映画の映写)	外資規制	●日越投資協定では音響映像分野全てを将来留保。 [その後、越は国内制度を以下に変更(緩和)。 ①主要な記念日及び政治的、社会的、文化的必要性がある場合には、映画館はベトナム映画を上映しなければならない。 ②映画上映におけるベトナム映画の割合は20%以上でなければならない。また、18時から22時の間はベトナム映画を上映しなければならない。]	●ベトナム映画を上映しなければならない場合を主要な記念日に限定。 ●ベトナム映画の上映割合20%の規制について、「1年間で」20%である旨明確化。また、18時から22時の間には、映画館の少なくとも1つのスクリーンでベトナム映画を上映するだけでよかった。 ●上記規制以外は自由化。	PR
ベトナム	音響映像(映画の制作、配給、映写)	拠点形態	●ジョイントベンチャー若しくは業務提携契約の形態でのサービス提供のみ可能。	●ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。	NT
ベトナム	音響映像(録音)	外資出資制限	●自由化約束無し。	●上限51%まで外国投資を許可。	NT
ベトナム	海運補助サービス	外資規制	●通関サービスは、越企業とのジョイントベンチャー又は同分野の越企業への出資(100%未満)を通じた場合に限り、行うことができる。	●当該外資規制を撤廃。	
ベトナム	運送に係る補助的サービス	外資規制	●貨物運送仲介・貨物検査・コンテナ保管・倉庫等のサービスは、ジョイントベンチャー又は同分野の越企業への出資(100%未満)を通じて行わなければならない。	●当該外資規制を撤廃。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム	電気通信業(非設備ベース)	外資出資制限	●ベトナムにおける電気通信業の非設備ベースサービスの提供は、ジョイントベンチャー若しくはベトナム会社の株式購入の形態(65%の外資出資規制あり)に限る。	●TPP発効後5年以内にジョイントベンチャー要求若しくは外資出資規制を撤廃。	NT
ベトナム	電気通信業(設備ベース)	外資出資制限	●ベトナムにおいて電気通信業の設備ベースサービスを提供する際には、基本サービスは49%、付加価値サービスは50%の外資出資規制あり。	●現状の外資規制を、TPP発効後5年以内に全て65%まで引き上げ。	NT
ベトナム	娯楽、文化、スポーツ	外資出資制限	●ベトナムにおいて電子ゲームサービスを提供する際には、49%の外資出資規制あり。	●インターネット経由で提供される電子ゲームサービスについては、TPP発効後2年以内に同制限が51%まで緩和され、更にTPP発効から5年後には当該制限は撤廃される。	NT
ベトナム	不動産の賃借及び転貸(また貸し)	外資出資制限	●自由化約束なし。	●不動産の賃貸及び転貸(また貸し。例えば外資の大型スーパー・百貨店が自社の他に専門店をテナントとして入居させること。)について自由化。	NT
ベトナム	金融	外資出資制限	●越当局が認める「戦略投資家※」の地場銀行への出資を15%に制限。 ※越当局が総合的に判断し、指定する。越政府の政策の方向性(不良債権処理等)に合致しているかが審査の対象になるとの説明あり。	●「戦略投資家」による地場銀行への出資上限を20%に緩和。ラチェット条項が適用される。	NT 金融機関の市場アクセス
ベトナム	海上運送(旅客、貨物)	サービス提供可能分野	●外資会社の提供できる業務内容が限定されている。	●業務内容に関する限定を解除。但しカボタージュを除く。	NT

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム	内陸水路における運送 (旅客, 貨物)	拠点形態	●ジョイントベンチャーの形態でのサービス提供のみ可能。	●ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。但しカポタージュを除く。	NT
ベトナム	鉄道運送 (貨物)	拠点形態	●ジョイントベンチャーの形態でのサービス提供のみ可能。	●ベトナム企業の株式購入を介したサービス提供も可能となることが明確化された。但し、カポタージュ及びインフラビジネスを除く。	NT
ベトナム	研究・開発サービス (自然科学以外)		●自由化約束無し。	●留保せず、自由化。	
ベトナム	運転者を伴わない賃貸サービス (航空機以外)		●自由化約束無し。	●留保せず、自由化。	
ベトナム	実務サービス (建築物清掃, 写真, 梱包, 会議)		●自由化約束無し。	●留保せず、自由化。	
ベトナム	海上運送 (船舶の賃貸, 船舶の保守・修理)		●自由化約束無し。	●留保せず、自由化。但しカポタージュを除く。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ベトナム	内陸水路における運送(船舶の保守・修理、支援サービス)		●自由化約束無し。	●留保せず、自由化。但しカポタージュを除く。	
ベトナム	鉄道運送(鉄道運送機器の保守・修理、支援サービス)		●自由化約束無し。	●留保せず、自由化。但し、カポタージュ及びインフラビジネスを除く。	
ベトナム	道路運送(業務用車両の賃貸、道路輸送機器の保守・修理、支援サービス)		●自由化約束無し。	●留保せず、自由化。但しカポタージュを除く。	
ベトナム	製造業(自動車)		●自動車の製造・組立は一括して将来留保。	●座席数29席以上のバス・車輛の製造・組立のみ将来留保。	NT, PR
マレーシア					
マレーシア	全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, P, R, SMBD
マレーシア	流通	外資出資制限	●流通分野に対して外資の出資を認めず、将来のあらゆる措置導入を留保。	●デパート及び専門店に対する外資出資比率の上限を撤廃。コンビニは30%まで出資可能となった。ハイパーマーケット及びスーパーストアについては70%まで可能。コンビニはライセンス以外外資が30%まで出資可能となることが明確化。 ●2店舗目以降のコンビニ出店に際しては、少なくとも3年前までの事業計画提出義務が制度としてあるが、実際、同制度の運用状況を踏まえ、今回、これにかかる留保を削除した(規制の緩和)。	NT

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア	金融	外資規制	●外銀の現地法人は上限8支店までしか設置不可。また、店舗外の新規ATM設置は認められていない。	●TPP締約国について、支店設置の上限が16支店に緩和。また、店舗外の新規ATM設置制限を原則撤廃。これらの制限にはラチェット条項が適用される。	NT MFN 金融機関の市場アクセス
マレーシア	金融(損害保険)	外資規制	●外国損害保険会社は国営再保険事業者から30%の再保険を購入しなければならない。	●当該購入割合を2.5%に緩和。ラチェット条項が適用される。	NT
マレーシア	金融	外資出資制限	●信用格付会社への外資出資比率の上限を49%に制限。	●2016年末をもって当該制限を撤廃。	NT
マレーシア	製造業		●全ての製造業について、輸出規制、ローカルの持分比率について将来留保となっていた。	●全ての製造業(武器等除く)にかかる左記留保はなくなった。	
マレーシア	製造業		●精糖、酒・アルコール飲料の製造、タバコ加工、紙巻タバコ、材木関連産業について、将来留保。	●留保無しで自由化。	
マレーシア	製造業	外資出資制限	●バイク、乗用車、商用車の製造、組立て将来留保。	●自動車の製造及び組立てについて、外資49%までを許可。 ●ただし、1800cc以上かつRM150,000以上の高級乗用車、ピックアップトラック、商用車、ハイブリッド自動車、電気自動車、200cc以上のバイクの製造及び組立てについては、外資規制なし。	NT

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア	製造業	外資出資制限	●パティック織物・衣類の製造について将来留保。	●外資30%までを許可。	NT
マレーシア	製造業		●パイナップル缶詰の製造について将来留保。	●パイナップル缶詰の製造について、自身の農園の原料が100%供給されるプロジェクトに限る旨留保。それ以外は自由化。	PR
マレーシア	製造業		●パーム油の製造について将来留保。	●パーム油の製造について、100%自身の農園の原料を使用する既存の独立した製油場のみ事業拡大を認める旨留保。(ただし、サバ州・サラワク州については例外あり。)それ以外は自由化。	PR
マレーシア	製造業		●光学ディスクの製造について将来留保。	●光学ディスクの製造について、既存事業の拡大は、製品を100%輸出する場合に限る旨留保。それ以外は自由化。	PR
マレーシア	製造業		●石油精製について将来留保。	●石油精製を営む企業は、製品を100%輸出しなければならない旨留保。それ以外は自由化。	PR
マレーシア	建設の一部及び事務に関連する機械・設備のリース・レンタルサービス	外資規制	●ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。外資51%までを約束。	●留保せず、自由化。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア	医療機器のリース・レンタルサービス	外資規制	●ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。外資40%までを約束。	●留保せず、自由化。	
マレーシア	技術検査・分析サービス	外資規制	●ジョイントベンチャーの形態のみ投資可能。(ただし、マレー人が株式の30%以上を保有することが必要。)	●留保せず、自由化。	
マレーシア	調査及び警備		●将来留保。	●留保せず、自由化。	
マレーシア	コンピューターを含む事務機械及び設備の保守・修理		●将来留保。	●留保せず、自由化。	
マレーシア	成人教育・その他教育		●将来留保。	●拠点設置及び登録が必要であることを除き、自由化。	NT, LP
マレーシア	鉄道運送(貨物、鉄道運送機器の保守・修理)		●将来留保。	●留保せず、自由化。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
マレーシア	道路運送(貨物、業務用車両の賃貸、道路輸送機器の保守・修理)		●将来留保。	●貨物運送については、外資49%までを認める(ただし、拠点設置及び登録が必要)。その他は留保無しで自由化。	NT, MFN, MA, LP, P R, SMBD
マレーシア	倉庫サービス		●将来留保。	●留保せず、自由化	
シンガポール					
シンガポール	全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, P R, SMBD
シンガポール	娯楽、文化、スポーツサービス		●スポーツ、その他娯楽サービスについて一部自由化約束無し。	●留保せず、自由化。	
ブルネイ					
ブルネイ	全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, P R, SMBD
ブルネイ	電子計算機及び関連サービス	外資規制	●商業拠点はブルネイ登録企業を通してのみ可能。	●外資規制を撤廃し自由化。	

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
ブルネイ	オペレーターを伴わない航空機関連の賃貸サービス	外資規制	●代理店(ブルネイに恒久的住所を有すること)を通すこと、ブルネイ人に支配されている企業が所有するジェネラルセールス代理人を起用することでのみ投資可、それ以外は約束しない。	●外資規制を撤廃し自由化。	
ブルネイ	広告サービス	外資規制	●外資出資比率は30%を超えてはならない。	●外資規制を撤廃し自由化。	
ブルネイ	航空機の保守及び修理		●自由化約束なし。	●留保せず、自由化。	
豪州					
豪州	全ての投資	外資許可を必要とする限度額	●原則、2億4800万豪州ドル以上投資する場合、政府許可が必要。 ●非居住者による土地購入は将来留保。	●原則、10億9400万豪州ドル以上投資する場合、政府許可が必要。 ●非居住商業地域で遺産リストに掲載されている土地を購入する場合、500万豪州ドル以上投資する場合、政府許可が必要。また、非居住商業地域で遺産リストに掲載されていない土地の場合、5500万豪州ドル以上投資する場合、政府許可が必要。	NT, MFN, LP, PR, S MBD
豪州	地方政府の措置	—		●これまで不透明であった地方政府の措置につき、実際のビジネス展開において問題が生じた場合には協議を申し込むことができる協議条項を新設。これにより、法的安定性を強化。 ●市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。	NT, MFN, MA, LP, P R, SMBD
豪州	輸送サービス	外資出資制限	●カンタス航空の総外資出資比率を49%を上限とし、個人外国人投資家の株式保有は25%までの制限、外国航空会社による総出資比率は35%までの制限。	●左規制のうち、「個人外国人投資家の株式保有は25%までの制限、外国航空会社による総出資比率は35%までの制限」の規制が削除。	NT, SMBD

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
豪州	全分野		<ul style="list-style-type: none"> ●非公開会社においては、少なくとも1人の豪州居住の取締役がいなければならない。 ●公開会社においては、少なくとも2人の豪州居住の取締役がいなければならない。 ●非公開会社においては、少なくとも1人の豪州居住の書記役がいなければならない(当該会社が1人またはそれ以上の書記役を任命した場合)。 ●公開会社においては、少なくとも1人の豪州居住の書記役がいなければならない。 	●留保せず、自由化。	
豪州	海運業		●船舶の登録に関する措置を将来留保。	●船舶の登録には豪州側のマジョリティ支配、もしくは用船契約を必要とするなど、現在留保で留保を明確化。	NT, LP
NZ					
NZ	全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	<ul style="list-style-type: none"> ●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。 	NT, MFN, MA, LP, P R, SMBD
NZ	全ての投資	外資許可を必要とする限度額	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、外資許可を必要とする限度額について、以下のとおりとする。 ・NZの企業につき、25%以上の株式・支配権を取得し、その際の取引額が1億NZドルを超える場合。 ・新規事業の立ち上げ又は事業の財産の取得に1億NZドル以上の支出を伴う場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、外資許可を必要とする限度額について、以下のとおりとする。 ・NZの企業につき、25%以上の株式・支配権を取得し、その際の取引額が2億NZドルを超える場合。 ・事業の立ち上げ又は既存の事業の取得で、2億NZドルを超える支出を伴う場合。 	NT
米国					
米国	全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	<ul style="list-style-type: none"> ●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。 	NT, MFN, MA, LP, P R, SMBD
米国	地方政府の措置	—		<ul style="list-style-type: none"> ●これまで不透明であった地方政府の措置につき、実際のビジネス展開において問題が生じた場合には協議を申し込むことができる協議条項を新設。これにより、法的安定性が大幅に強化。 ●市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。 	NT, MFN, MA, LP, P R, SMBD
カナダ					

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
カナダ	全てのサービス(留保の記載方法)	—	●これまでの協定では、自由化対象のみを記載するGATSのポジティブリスト方式のみ存在。	●「原則自由化」し、必要な留保を限定的に留保表に書き出すネガティブリスト方式を採用。我が国との間では、TPPを通じた初めての取組。 ●措置・規制の中身を全て書き出すことで透明性が向上し、我が国投資家の利便性が大幅に向上。 ●ポジティブリスト方式と比較して、規制の現状が一目でわかるため、海外の事業者にとって透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
カナダ	全ての投資	外資許可を必要とする限度額	●3億6900万カナダドル以上の資産を外資が買収する場合、政府許可が必要。	●15億カナダドル以上の資産を外資が買収する場合、政府許可が必要。	NT, MFN, MA, PR, SMBD
カナダ	地方政府の措置	—		●これまで不透明であった地方政府の措置につき、実際のビジネス展開において問題が生じた場合には協議を申し込むことができる協議条項を新設。これにより、法的安定性が大幅に強化。 ●市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD
カナダ	文化産業のサービス, 投資		●カナダの文化関連のサービス業, 投資について将来留保。	●外国のオンライン上の音響映像コンテンツへのアクセス制限措置を行わないことを明確化。	NT, MFN, LP, PR, SMBD
メキシコ					
メキシコ	全ての投資	外資許可を必要とする限度額	●1億5000万米ドルに相当するペソ建ての投資については、政府許可が必要。	●10億米ドルに相当するペソ建ての投資については、政府許可が必要。	NT
メキシコ	地方政府の措置	—		●これまで不透明であった地方政府の措置につき、実際のビジネス展開において問題が生じた場合には協議を申し込むことができる協議条項を新設。これにより、法的安定性が大幅に強化。 ●市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。 ●内容もGATSより改善。	NT, MFN, MA, LP, PR, SMBD

対象国	分野	規制項目	留保の概要(TPP交渉前)	改善内容(TPP交渉後)	留保対象義務
メキシコ	エネルギー(炭化水素及び石油製品)		<ul style="list-style-type: none"> ●メキシコ国民及びメキシコ企業(外資排除条項を適用)のみ、ガソリンの小売、またはガソリン・ディーゼル・潤滑油・石油・添加物を流通・販売するためのガソリンスタンドを取得・設立・運営できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガソリン・ディーゼル燃料の販売は、2016年1月1日より、メキシコ内で設立された外資を含む企業に対して、エネルギー規制委員会(ERC)の許可制とする。 	LP
メキシコ	物の製造		<ul style="list-style-type: none"> ●経済省に認可された直接輸出者に対し、毎年、売上げの最低40%、もしくは200万米ドル分の輸出要求を課す。 ●経済省に認可された間接輸出者に対し、毎年、売上げの最低50%の輸出要求を課す。 ●経済省に認可され、営業する個人に対し、一定割合の輸出要求を課す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●留保せず、自由化。 	
チリ					
チリ	全てのサービス	—		<ul style="list-style-type: none"> ●市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。 	MA
チリ	全てのサービス		<ul style="list-style-type: none"> ●同一雇用者の下で働く労働者の85%はチリ人でなければならない。 ●雇用者となる者はチリ国内の代表者または受任者を構成しなければならず、チリ国内に住居及び住所を有する必要がある。労働及び社会保障法により課される義務や課され得る制裁に対応できる十分な権限を有する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●同一雇用者の下で働く労働者の85%はチリ人に加え、5年以上国内に居住している外国人も認められる。 ●雇用者に関する留保を撤廃し自由化。 	NT, LP
ペルー					
ペルー	全てのサービス	—		<ul style="list-style-type: none"> ●市場アクセス(地方政府)の約束が、GATSの約束と比べて大幅に改善。 ●内容もGATSより改善。 	MA